

令和4年8月大雨災害を受けた防災対策強化に関する緊急提言

本年8月3日からの大雨等により、全国各地で土砂災害や河川の氾濫など、多数の人的被害や物的被害が発生した。

中部圏においても、土砂災害や河川の氾濫により、道路、鉄道、河川等の公共施設、農地および農業用施設、農作物などに極めて甚大な被害が発生した。また、土砂崩れや浸水により、人的被害は9人（死者1人、重症1人、軽傷7人）、住宅被害は2,186棟（全壊8棟、半壊81棟、一部損壊21棟、床上浸水456棟、床下浸水1,620棟）が確認されている。

今回の大雨による被害を教訓に、被害発生を繰り返さないため、国において、大雨災害に関する防災対策を一層強化するよう、下記事項について要望する。

1 國土強靭化に必要な予算・財源の確保

國土強靭化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施していくため、令和3年度から7年度を期間とする「防災・減災、國土強靭化のための5か年加速化対策」において、各年度予算を十分に確保すること。また、完了後においても、引き続き、國土強靭化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保すること。

2 公共インフラの強靭化

今回の大雨により、土砂崩れや浸水のため北陸自動車道や国道8号が通行止めに、JR北陸本線が不通となり、数日にわたり北陸と関西・中京の間の人流・物流が寸断され、産業や生活に深刻な影響を及ぼしたことから、今後、このようなことが再び起こることがないよう、関係機関と連携して、土砂流出対策、排水対策等の実施に万全を期すこと。また、高規格道路のミッシングリンクの解消および暫定2車線区間の4車線化、道路のダブルネットワークの早期構築など広域的な交通基盤の整備を推進するとともに、北陸新幹線の早期整備などを含む鉄道の強靭化を促進すること。

3 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度は、被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであることから、一部の地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災市町村を支援の対象とすること。さらに、支給対象を拡大するとともに、国負担の強化など、更なる充実を検討すること。

4 被災した農林漁業者への支援

今回の大雨では、農地等への土砂流入や生産施設・機械の浸水等により被災した農林漁業者について、復旧に複数年かかることが見込まれ、災害が激甚化する中、同様のことが今後も発生する恐れがあることから、生産活動の再開が困難な状況にある農林漁業者への新たな支援策を早急に創設すること。

5 防災気象情報の精度向上

今回の大雨では、予測を上回る降水量となったことから、住民の迅速で適切な避難行動や、都道府県、市町村の早期の防災対応を可能とするため、防災気象情報の予報精度の向上を図るとともに、住民・自治体に分かりやすく発信すること。

6 「流域治水」による国土強靭化対策の推進

「流域治水」の取組推進には、地域の方々の理解と協力が不可欠であることから、具体的な取組みの手法や効果について情報の提供を図るとともに、農林、教育、まちづくりなど、あらゆる関係者が積極的に協働して取り組めるよう、関係省庁において支援制度の創設や予算措置を行うなど、連携を強化すること。